

## 埼玉県経営品質賞支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、県内企業等の経営品質賞への取り組みを支援するため、埼玉県経営品質協議会に対し、毎年度予算の範囲内において埼玉県経営品質賞支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「埼玉県経営品質協議会（以下「協議会」という。）」とは、経営品質賞の普及推進を図り、併せて県内企業等の「埼玉県経営品質賞」への挑戦を支援し、埼玉県産業界の発展に寄与する団体をいう。

### (補助金の交付対象)

第3条 県が協議会に交付する補助金の交付対象は、埼玉県経営品質賞支援事業を行うために必要な経費であって、別表「補助対象経費」に掲げるもののうち、知事が必要かつ相当と認めたものとする。

### (補助率)

第4条 県が交付する補助金の額は、前条で定める補助金の交付対象となる経費の2分の1以内とする。

### (申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は別に定める日までとし、その提出部数は2部とする。

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号の知事が定める事項は、当該年度の収支予算書又はその案とする。

5 協議会は、補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定通知書の様式)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第7条 協議会は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める軽微な変更については、この限りではない。

2 前項の承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 協議会は、補助事業を中止又は廃止しようとするときには、あらかじめ様式第4号による申請書を知事に提出してその承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第9条 協議会は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、様式第5号による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の概算払い請求)

第10条 協議会は、補助金の概算払いを受けようとするときは、様式第6号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第11条 協議会は、知事の要求があったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第8号のとおりとする。

2 規則第13条の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了したとき（補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又補助金の交付決定に係る会計年度の終了後7日以内のいずれか早い日までとする。

2 協議会は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 協議会は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(書類等の整備)

第14条 協議会は、補助事業に係る収入及び支出の状況並びに補助事業の実績を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

## 別 表

## 補 助 対 象 経 費

事 業	補助対象経費区分	内 訳
埼玉県経営品質賞 支援事業	研 修 会 開 催 費	(1)講師謝金 (2)会場借上料 (3)資料印刷代
	専門家派遣・指導費	(1)専門家謝金
	「埼玉県経営品質賞」 運営費	(1)申請ガイドブック作成代 (2)審査員謝金 (3)審査会会場借上料 (4)表彰式会場借上料 (5)表彰式会場設営料 (6)賞状代等 (7)講師謝金

様式第 1 号

令和 年度埼玉県経営品質賞支援事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務  
所の所在地  
名 称  
代表者氏名

下記により埼玉県経営品質賞支援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付  
手続等に関する規則第 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- |   |                |   |   |
|---|----------------|---|---|
| 1 | 補助金交付申請額       | 金   | 円 |
| 2 | 補助事業の目的        | 経営品質賞の普及推進を図り、併せて県内企業等の「埼玉県経営品質賞」への挑戦を支援し、埼玉県産業界の発展に寄与する。 |   |
| 3 | 補助事業の内容        | 別紙 1 のとおり   |   |
| 4 | 補助事業に要する経費の配分等 | 別紙 2 のとおり   |   |

令和 年度 事業計画書

事業区分	計画件数等	内容等
研修会の開催		
専門家派遣・指導		
「埼玉県経営品質賞」 の運営		

## 経 費 の 配 分 書

経費区分	項 目	積 算 内 容	補助事業に要 する経費（円）	補助金交付申 請額（円）
研修会開催費				
	小 計			
専門家派遣・指 導費				
	小 計			
「埼玉県経営 品質賞」運営費				
	小 計			
	合 計			

様式第 2 号

令和 年度埼玉県経営品質賞支援事業費補助金交付決定通知書

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県経営品質協議会

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付けで申請のあった埼玉県経営品質賞支援事業費補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付金額 金 円  
なお、補助事業の内容及び経費の配分については、申請書記載のとおりとする。
- 2 支払方法 概算払い
- 3 条件
  - (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、速やかに様式第 3 号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、各配分ごとに 20% を超えない流用である場合を除く。
  - (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第 4 号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第 5 号による遅延等報告書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - (4) 補助事業等の遂行状況について、知事から報告を求められたときは、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。
  - (5) 補助事業の完了したとき（補助事業等の中止・廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日以内又は補助金の交付決定に係る会計年度の終了後 7 日以内のいずれか早い日までに、様式第 8 号による実績報告書を知事に提出しなければならない。
  - (6) 補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。
  - (7) 補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第 9 号により速やかに知事に報告しなければならない。この場合知事は、当該消費税仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずるものとする。



様式第3号

令和 年度埼玉県経営品質賞支援事業費補助金に係る  
内 容  
補助事業の の変更承認申請書  
経費の配分

令和 年 月 日  
第 号

埼玉県知事 様

主たる事務  
所の所在地  
名 称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業の  
内 容

を下記のとおり変更したいので、埼玉県経営品質賞支援事業費  
経費の配分

補助金交付要綱第7条の規定により承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第4号

令和 年度埼玉県経営品質賞支援事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）申請書

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務  
所の所在地  
名 称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業は、下記のとおり中止（廃止）したいので埼玉県経営品質賞支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 補助事業中止の期間又は廃止しようとする期日

様式第5号

令和 年度埼玉県経営品質賞支援事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務  
所の所在地  
名 称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業について、下記のとおり事故があったので埼玉県経営品質賞支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業の進捗状況
- 2 同上に要した経費
- 3 事故の内容及び原因
- 4 事故に対する措置

(注) 事故の理由を立証する書類を添付すること。

様式第6号

令和 年度埼玉県経営品質賞支援事業費補助金概算払請求書

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務  
所の所在地  
名 称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった上記補助金について、下記金額の概算払いを埼玉県経営品質賞支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求します。

なお、交付決定通知書付記の条件はすべてこれを了承します。

記

1 金 円也

(請求額等算定表)

区 分	金 額
交付決定済額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

2 口座の種類等

金融機関名	支店（本店）名	口座名（○印を付ける）	口座番号
		普通預金口座 当座預金口座	

様式第7号

令和 年度埼玉県経営品質賞支援事業費補助金に係る補助事業の遂行状況報告書

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務  
所の所在地  
名 称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業について、埼玉県経営品質賞支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、令和 年月日現在における補助事業の遂行状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金概算払受領年月日及び金額  
別紙1（補助金概算払受領状況報告書）のとおり
- 3 補助事業遂行状況  
別紙2（補助事業遂行状況報告書）のとおり

様式第8号

令和 年度埼玉県経営品質賞支援事業費補助金に係る補助事業実績報告書

第 号  
令和 年 月 日

埼玉県知事 様

主たる事務  
所の所在地  
名 称  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった上記の補助事業を完了しましたので、埼玉県経営品質賞支援事業費補助金交付要綱第12条の規定によりその実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の交付決定及び受領  
別紙1（補助金決算総表）のとおり
- 2 補助金の支出明細  
別紙2（補助金支出明細書）のとおり
- 3 事業の実績  
別紙3（事業実績報告書）のとおり

- (注) 1 実績報告書に次の算式を明記すること  
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 2 収支決算書又はその案を添付すること

様式第9号

令和 年度消費税及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日  
第 号

埼玉県知事 様

主たる事務  
所の所在地  
名 称  
代表者氏名

埼玉県経営品質賞支援事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額（知事が確定通知書により通知した額）  
円
- 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
- 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
円

- （注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の5%相当額が消費税及び地方消費税仕入控除による減額等の対象額ではない。